

## 件 名

令和7年度埼玉県指定文化財の指定等について

## 提案理由

埼玉県文化財保護審議会の答申を受けて、埼玉県文化財保護条例第5条第1項、第26条第1項、第31条第1項及び第32条第1項の規定に基づき、別紙のとおり埼玉県指定文化財の指定、追加指定、追加指定及び指定名称の変更並びに指定解除をしたいので、審議願います。

## 概 要

### 1 新たに埼玉県指定文化財に指定するもの

文化財の種類	指定の種別	件数
有形文化財	県指定有形文化財	2
民俗文化財	県指定無形民俗文化財	1

※県指定有形文化財の内訳は、建造物1件、考古資料1件

2 埼玉県指定文化財に追加指定するもの

文化財の種類	指定の種類	件数
有形文化財	県指定有形文化財	1

※県指定有形文化財の内訳は、古文書1件

3 埼玉県指定文化財に追加指定し指定名称を変更するもの

文化財の種類	指定の種類	件数
記念物	県指定天然記念物	1

4 埼玉県指定文化財の指定を解除するもの

文化財の種類	指定の種類	件数
記念物	県指定天然記念物	2

5 指定、追加指定、追加指定及び名称変更、指定解除の年月日  
令和8年3月17日（予定）

令和7年度埼玉県指定文化財 指定候補一覧

	指定の種別 (種類)	名称及び員数	所有者 (管理者)	所在地
1	県指定 有形文化財 (建造物)	<small>えいふもんひ</small> 永府門樋 1基	西吉見南部土地 改良区	比企郡吉見町 大字西吉見 357番地
2	県指定 有形文化財 (考古資料)	<small>にしべつぷはいじしゅつどひん</small> 西別府廃寺出土品 254点	熊谷市(熊谷市 教育委員会)	熊谷市千代 329番地

	指定の種別	名称	保護団体	所在地
3	県指定 無形民俗 文化財	<small>きぞねゆみ</small> 木曾根の弓ぶち	木曾根氷川神社 弓ぶち保存会	八潮市大字木曾根

## 新たに埼玉県指定文化財に指定するもの

### 1 永府門樋（県指定有形文化財・建造物）

吉見町

- ・明治34年（1901年）に造られた永府門樋は、市野川と農業用水の合流点に築造された煉瓦門樋である。装飾性の高い「アーチ型」から、施工性・実用性に優れた「桁型」へ移り変わる過渡期の煉瓦門樋であり、二連の桁型の構造を持つ。
- ・天端下段に煉瓦小口を斜めに並べた鋸状装飾の「角出し」等の精緻な装飾と、高い施工技術は、明治期の土木技術の発展過程と地域の水利史を伝えるものである。
- ・これらのことから、本件は「建造物」として歴史的・技術的に価値が高く、本県にとって重要なものである。



正面外観（吐口側、満水時）



切石積み・角出し・銘板（吐口側）

2 <sup>にしべっぶはいじしゅつどひん</sup>西別府廃寺出土品（県指定有形文化財・考古資料）

熊谷市

- ・西別府廃寺は熊谷市大字西別府に所在し、  
「<sup>はらかんが</sup>幡羅官衙遺跡群」を構成する遺跡である。  
本件は、郡の役所に隣接する古代寺院の活動を具体的に示す出土資料群として意義がある。
- ・254点のうち、<sup>のきまるがわら</sup>軒丸瓦・<sup>のきひらがわら</sup>軒平瓦は8世紀初頭から9世紀前半にかけての県内の瓦編年の基準となり得る資料で、その他、墨書土器、<sup>がとう</sup>瓦塔・<sup>がどう</sup>瓦堂、寺院の造営と関係する金属加工関係遺物等も一括して出土している。
- ・これらのことから、本件は「考古資料」として歴史的にまた学術上の価値が高く、本県にとって重要なものである。



軒丸瓦



瓦塔・瓦堂

## 西別府廃寺出土品指定候補資料の内訳

種類	種別	点数
瓦	軒丸瓦	34点
	軒平瓦	43点
	丸瓦	10点
	平瓦	16点
土器	灯明皿	24点
	墨書土器	8点
	土器（仏鉢形須恵器）	1点
	三彩陶器	1点
土製品	瓦塔	99点
	瓦堂	2点
	塼（せん）	1点
小鍛冶関連遺物	羽口	12点
金属製品	金属製品	3点
		合計254点

### 3 木曾根の弓ぶち (県指定無形民俗文化財)

- ・ 本件は、成人の日に近い日曜日に実施される行事で、年始めにその年の吉凶を占う的射、謡をともなった直会まといといった、県内に多数分布するオビシャ行事の典型性が受け継がれている。
- ・ 的射で使う弓矢や的は、行事前日に保存会の会員が集まって製作する。
- ・ 奉納供物も伝統が守られており、「ハナ」と呼ばれる供物は、本件が稲作の予祝行事よしゆくであったことを示す貴重なものである。
- ・ これらのことから、本件は県民の生活文化とその推移の理解のため欠くことができず、本県にとって重要なものである。



的射



「ハナ」



的

令和7年度埼玉県指定文化財 追加指定候補一覧

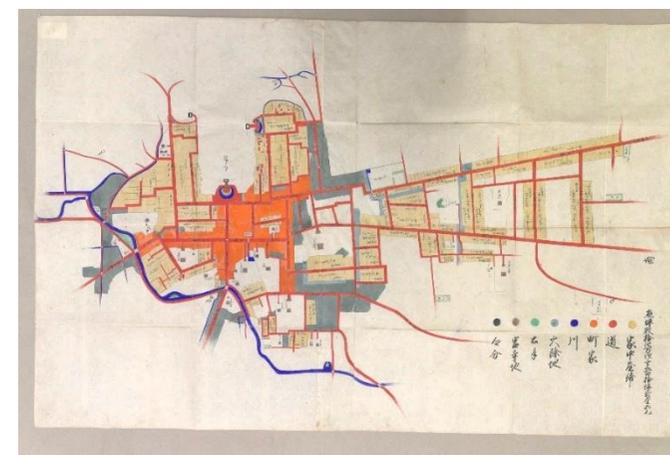
	指定の種別 (種類)	名称及び員数	所有者 (管理者)	所有者住所 (所在地)
1	県指定 有形文化財 (古文書)	<p>こうさい じまつい けもんじょ 光西寺松井家文書</p> <p>(指定済の員数) 26点</p> <p>(追加指定する員数) 706点</p> <p>(追加指定後の員数) 732点</p>	<p>宗教法人光西寺 (川越市立博物館、歴史と民俗の博物館寄託)</p>	<p>川越市小仙波町5丁目4番地7 (川越市郭町2丁目30番地1、さいたま市大宮区高鼻町4丁目219番地)</p>

## 埼玉県指定文化財に追加指定するもの

### 1 光西寺松井家文書（県指定有形文化財・古文書）

川越市

- ・ 本件は、川越市小仙波町の光西寺が所有する、旧川越藩主松井家に伝来した史料群である。
- ・ 鎌倉時代から江戸時代初期の26点は、県指定有形文化財に指定されており、江戸時代から明治時代を中心とする706点が追加指定候補。
- ・ 川越藩の藩政と松井家の「家」に関する文書が主で、藩の「分限帳」<sup>ぶげんちょう</sup>（家臣とその役職一覧）や「家」の由緒を記す家譜や系図等が残る。
- ・ 県内にまとまって残る大名文書は少なく、川越藩や本県の歴史を解明する上で貴重である。
- ・ これらのことから、本件は「古文書」として歴史上の価値が高く、本県にとって重要なものである。



家中屋敷町割図（川越町割図）



明治2年(1869年)分限帳

令和7年度埼玉県指定文化財 追加指定及び名称変更候補一覧

	指定の種別	名称及び員数	所有者 (管理者)	所在地
1	県指定 天然記念物	<p>(旧名称及び員数)  <small>かわもとまちさんしゅつ</small>                      川本町産出カルカロドン メガロドン  <small>しぐんかせき</small>                      の歯群化石 7点</p>	埼玉県(自然 の博物館)	秩父郡長瀬 町大字長瀬 1417番 地1
		<p>(追加指定する文化財の名称・員数)  <small>かわもとまちさんしゅつ</small>                      川本町産出カルカロドン メガロドン  <small>しぐんかせき</small>                      の歯群化石 66点                      (附とする文化財の名称・員数)  <small>なんこつ うろこかせきいっしき</small>                      軟骨・鱗化石一式</p>		
		<p>(新名称及び員数)  <small>きゅうかわもとまちちゅうしんとうさんしゅつ</small>                      旧川本町中新統産出オトドウス メガ  <small>しぐんかせき</small>                      ロドン歯群化石 73点  <small>つげたり なんこつ うろこかせきいっしき</small>                      附 軟骨・鱗化石一式</p>		

## 埼玉県指定文化財に追加指定し指定名称を変更するもの

(追加指定・名称変更後の名称)

1 きゅうかわもとまちちゅうしんとうさんしゅつ 旧川本町中新統産出オトドウス しぐんかせき メガロドン歯群化石

附 なんこつ 軟骨・うろこかせきいっしき 鱗化石一式 (県指定天然記念物)

長瀬町

- ・ 約 2, 8 0 0 万年前から約 1 8 0 万年前にかけて世界中の海で繁栄した、大型の肉食性サメの歯群化石。
- ・ 川本町 (現 深谷市) 菅沼の荒川河床に露出した、新生代新第三紀中新世の地層 (中新統) で発見された歯群は 1 個体分を網羅するもので、学術上価値が高いことから、県指定天然記念物に指定となっていた。
- ・ 指定時には所有者が 3 者であったことから 3 件の指定となっていたが、寄贈により全て埼玉県の所有となったため、これらを統合するもの。
- ・ あわせて、当該化石が含まれていた母岩から採取された軟骨・鱗化石についても同一個体に由来し学術的価値が高く、附として指定範囲に含める。
- ・ 指定名称についてはその後の研究の進展等を踏まえ「旧川本町中新統産出オトドウス メガロドン歯群化石」に変更する。(名称の考え方①地名は産状報

告論文や当初の指定名称の「川本町」を生かし「旧」を追加、②新生代新第三紀中新世の地層を意味する「中新統」を追加、③化石種の学名は近年の定説である「オトドゥス メガロドン」を採用、④「の」は類例を踏まえ削除)

・旧名称及び員数

川本町産出カルカロドン メガロドンの歯群化石 7点

(平成15年3月18日埼玉県教委告示第9号、埼文指第488号)

・追加指定する文化財の名称及び員数

川本町産出カルカロドン メガロドンの歯群化石 65点

(平成15年3月18日埼玉県教委告示第9号、埼文指第489号)

川本町産出カルカロドン メガロドンの歯群化石 1点

(平成15年3月18日埼玉県教委告示第9号、埼文指第490号)

・附とする文化財の名称及び員数

軟骨・鱗化石一式



(新名称) 旧川本町中新統産出オトドウス メガロドン歯群化石

○印：埼文指第488号 当初指定（7点）

無印：埼文指第489号 指定解除し埼文指第488号に追加指定（65点）

☆印：埼文指第490号 指定解除し埼文指第488号に追加指定（1点）



附 軟骨化石



附 鱗化石（一部）

令和7年度埼玉県指定文化財 指定解除候補一覧

	指定の種別	名称及び員数	所有者 (管理者)	所在地
1	県指定 天然記念物	<small>かわもとまちさんしゅつ</small> 川本町産出カルカロドン メガロ <small>しぐんかせき</small> ドンの歯群化石 65点	埼玉県(自然 の博物館)	秩父郡長瀬町大 字長瀬1417 番地1
2	県指定 天然記念物	<small>かわもとまちさんしゅつ</small> 川本町産出カルカロドン メガロ <small>しぐんかせき</small> ドンの歯群化石 1点	埼玉県(自然 の博物館)	秩父郡長瀬町大 字長瀬1417 番地1

## 埼玉県指定文化財の指定を解除するもの

1	<small>かわもとまちさんしゅつ</small> 川本町産出カルカロドン メガロドンの <small>しぐんかせき</small> 歯群化石	65点
2	<small>かわもとまちさんしゅつ</small> 川本町産出カルカロドン メガロドンの <small>しぐんかせき</small> 歯群化石	1点

(県指定天然記念物)

長瀬町

- ・平成15年3月18日に指定された大型の肉食性サメの歯群化石。(埼玉県教委告示第9号、埼文指第489号・第490号)
- ・指定時には所有者が3者であったことから3件の指定となっていたが、寄贈により全て埼玉県の所有となった。
- ・本来、一個体分の歯群化石として一体のものとして評価すべきものであり、寄贈によって所有者が一者となったことにより、動産の県指定文化財について便宜上行っている所有者ごとに指定を分割する必要性が失われた。
- ・これらのことから、本件2件を指定解除し、p.11・12のとおり埼文指第488号に追加指定することにより、3件から1件に統合することとする。

※ 詳細は「埼玉県指定文化財に追加指定し指定名称を変更するもの」参照